

消防計画・震災対策



江戸川区立上一色中一学校

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 この計画は、江戸川区立上一色中学校（以下、上一色中学校とする）の防火管理についての必要事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防と生徒の人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、上一色中学校に勤務する職員及び登校する生徒、その他出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者及び事務局)

第3条 防火管理者は、本校副校長とし、事務局を生活指導部・安全指導係におき、この計画のすべての事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 1 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の検討及び変更
 - (2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検・検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進
 - (3) 消防用設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
 - (4) 火気の使用または取り扱いに関する指導
 - (5) 増改築、修繕、等の工事時における火災予防上の指導
 - (6) 生徒、職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成とその実施指導
 - (7) 校長に対する防火管理に関する助言及び報告
 - (8) 区教育委員会との防火、防災対策に関する事務の推進
 - (9) その他防火管理上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の業務について小岩消防署への報告、届け出等を行う。
- (1) 消防計画の提出（改訂の都度）
 - (2) 建築物及び諸設備の設置または変更に伴う諸手続き
 - (3) 増改築、修繕等を行うときの事前連絡
 - (4) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (5) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
 - (6) その他法令に基づく諸手続

第3節 防火管理委員会

(防火管理委員会の設置)

第5条 1 防火管理業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする防火管理委員会を設置する。

- 2 委員は、防火管理者をはじめ学年主任及び生活指導主任、生活指導部とする。
- 3 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(審議事項)

第6条 防火管理委員会は、次の基本的事項について審議する。

- (1) 消防計画・震災対策の作成及び変更に関すること、
- (2) 生徒の人命安全に関すること
- (3) 校舎及び消防用設備の維持管理に関すること
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関すること
- (6) 震災対策に関すること
- (7) 防災教育とその実施方法に関すること
- (8) その他防火管理に関すること

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

(予防管理組織)

第7条 1 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

- 2 火災予防の組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階及び特別校舎（体育館等）ごとに防火担当責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者を置く。
- 3 自主点検検査を実施するための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検検査を実施し、点検資格者及び自主点検検査班を定める。

(防火担当責任者)

第8条 防火担当責任者は次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第9条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内（各教室）の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全処置
- (4) 防火担当責任者の補佐

(自主検査班の業務)

第10条 自主点検検査班は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査を次の事項に留意し、別に定める検査票により実施する。

- (1) 給食室、主事室等における火気使用状況の適否及び火気使用設備の構造、管理の適否。
- (2) 理科室、家庭科室等の火気使用器具及び危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵・取り扱い状況並びにその管理の適否。また、実験用各種材料等の保管の適否。
- (3) 冬期の暖房用のストーブの取り扱いの適否及び異常の有無。
- (4) 職員室、主事室等における火気管理の適否。
- (5) 体育館の映写設備、舞台等の照明装置の異常の有無。
- (6) 防火壁に接する可燃物の有無。
- (7) 廊下、階段等の避難上障害となる物品等の有無。

(自主点検班の業務)

第 11 条 自主点検班及び点検資格者は、消防用施設等の機能を維持管理するため、別に定める点検票により点検、整備を実施する。

(自主点検検査の時期)

第 12 条 前条による自主検査・点検は、次の時期に行うものとする。なお、平素における外観的な点検については、各火元責任者が隨時行う。

(1) 自主検査

検査対象	検査月日		
建築物	4月 4日	9月 1日	1月 8日
火気使用設備器具	4月 4日	9月 1日	1月 8日
危険物施設等	4月 4日	9月 1日	1月 8日
電気施設	4月 4日	9月 1日	1月 8日

(2) 自主点検

	自主点検班	点検資格者
	外観点検	外観、機能、総合点検
消火器 屋内消火栓 消火用水 自動火災報知設備 非常警報施設器具 避難器具 誘導灯 誘導標識	4月 4日 9月 1日 1月 8日	別途定められた日

(点検検査の記録及び報告)

第 13 条 1 防火管理者は、点検有資格者及び各自主点検検査班長からの結果をまとめ、学校長に報告する。

2 学校長は、消防用設備等の点検結果について種点検票を添付し、3年に1回消防署長に報告する。

(不備欠陥事項の整備)

第 14 条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し学校長に報告するとともに必要な指示を得て、整備の促進を図る。

第2節 火災予防処置

(火気等の使用制限)

第 15 条 防火管理者は、火災警報発令下またはその他の事情により火災発生の危険や人命の安全上必要があると認めた場合は、その旨を校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立ち入りを禁止する。

(火災予防上の遵守事項)

第 16 条 1 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気設備器具は、指定された場所以外では使用しない。
- (2) 火気設備器具は、使用前に必ず点検し、安全を確かめて使用する。また、使用後には必ず安全措置を講ずる。
- (3) 火気設備器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物等を置かない。また、冬期ストーブ使用時には、生徒に対しストーブ使用時の決まりを遵守させる。

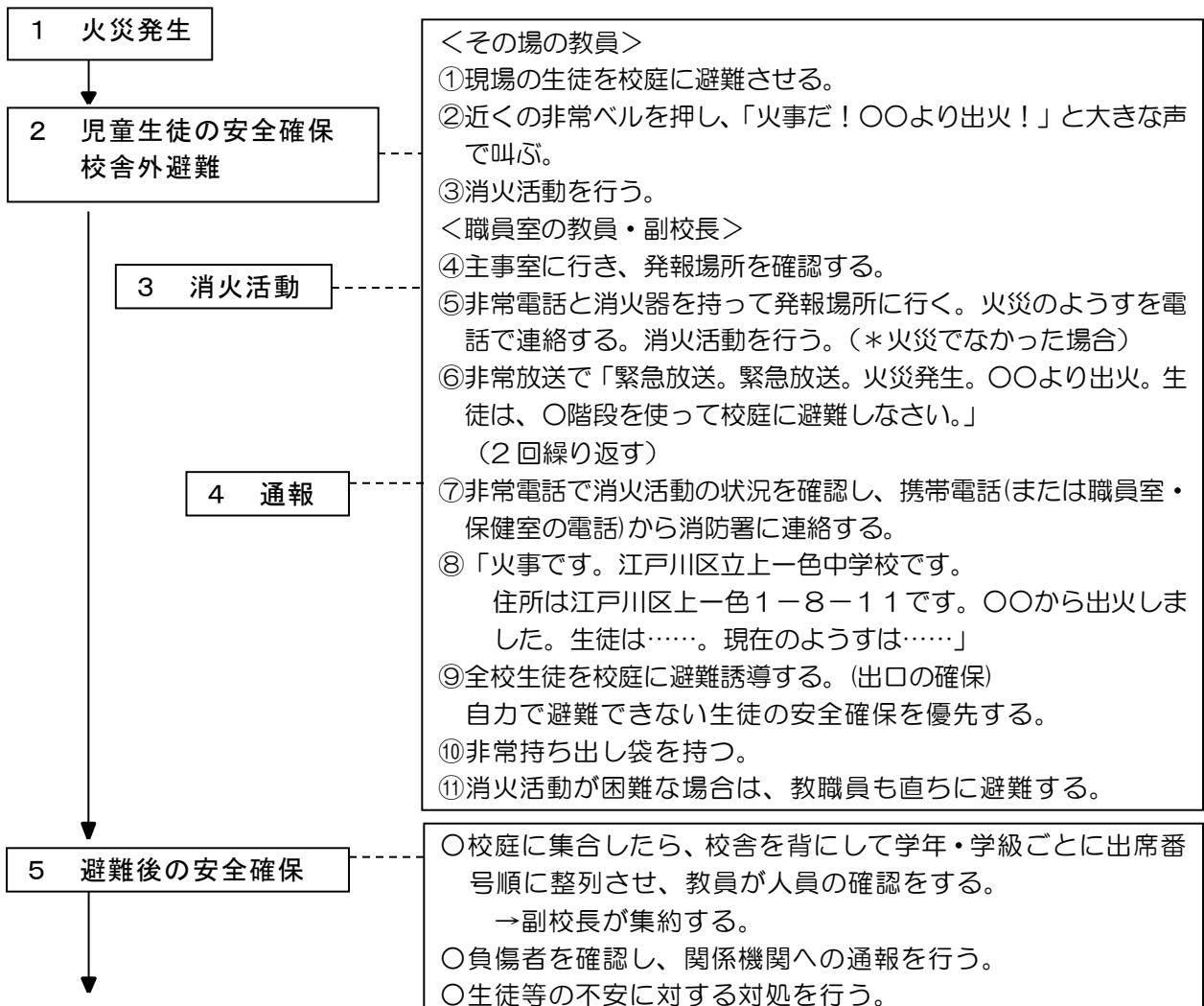
- (4) 火気設備器具を使用する場合は、消火用水または消火器を用意する。
- 2 次の事項を行う者は、防火管理者へ連絡し承認を得なければならない。
- (1) 教室等の一部を変更して使用するとき。
 - (2) 教室等において火気使用設備器具の増設や移動を行うとき。
 - (3) カーテン、ブラインド、暗幕の設置または交換するとき。
- 3 校内において工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 工事責任者は、工事に伴う作業計画を防火管理者に提出する。
 - (2) 生徒の安全を確保するため、工事を行う区域への立ち入り禁止措置を講ずる。
 - (3) 消火器または消火用水を配置しておく。
 - (4) 指定場所以外では焚き火や喫煙等を行わない。
 - (5) 危険物を使用しての工事は、その都度防火管理者に報告する。

(学校施設を利用する者及び出入りする者の遵守事項)

第17条 学校施設を利用する者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、防火管理者から防火及び避難管理上の指導を受け、防火責任者を決定。
- (2) 避難口、廊下及び階段や避難通路となる部分に避難上障害となる物品を置かない。
- (3) 廊下及び階段は、避難時につまずき、滑り等を生じないよう維持しておく。
- (4) 避難口に設ける戸は、容易に開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持できるようにしておく。
- (5) その他、火災予防及び人命の安全上必要な事項。

第18条 火災発生時においては、以下の基本的対応をおこなう。



6 鎮火後の対応

- 校舎の被害を把握し、安全点検を行う。
- 区教委へ報告する。
- 災害対策本部が今後の対応を決定する。
- 安全が確保できる場所に生徒を移動させ、今後の対応を伝え
る。保護者には緊急連絡メール・HP にて情報を流す。

* 火災でなかった場合、非常ベルが間違って押されたら、主事室の警報盤横の復旧作業を行

う。第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防活動組織（自衛消防隊の設置）

第19条 自衛消防組織は、学校長を消防自衛隊長（以下「隊長」という）に、防火管理者を副隊長とし、別表4のとおり、編成する。

（隊長等の権限及び任務）

第20条 1 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行う。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握。
- (2) 各種災害を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令。
- (3) 消防隊との密接な連携。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

第2節 自衛消防活動

（自衛消防隊本部の設置及びその活動）

第21条 1 自衛消防本部は、校内の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置する。なお、自衛消防本部の構成員は、隊長、副隊長、指揮係他とする。

2 自衛消防隊本部には、防火対象物維持台帳及び在校者名簿等関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

（通報、連絡）

第22条 1 火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに、消防機関に「119」通報する。

- 2 通報連絡係員は、放送設備を活用し、緊急放送を行い避難させる。
- 3 通報連絡係員は、消防機関へ通報されたかどうかを確認するとともに、火災の延焼状況や生徒の避難状況を逐次自衛消防隊本部に通報する。

（消火活動）

第23条 1 初期消火係員は、火災発生の報告と同時に出火場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼の拡大防止を主眼とした消火活動を行う。

2 消防隊到着後は、消防隊に状況報告を行い、協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防本部との連絡にあたる。

（避難誘導）

第24条 1 避難誘導は次により行う。

（1）授業中に校内で出火した場合

- 1) 教科担任はただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。
- 2) 避難及び避難経路は、原則として次による。
 - ア 全生徒を速やかに校庭に避難させる。
 - イ 火災発生階より上層に位置する学級は、非常階段または火災発生場所の反対側の階段を利用して避難させる。
 - ウ 火災発生階より下層に位置する学級は、屋内の最寄りの階段から避難する。
この場合、上層階からの避難を優先させる。
- 3) ハンカチ等を口に当てるよう指示し、煙を吸わないようにさせる。
- 4) 出席簿を持ち、廊下に整列させたのち校舎外へ避難誘導を行う。

- 5) 廊下、階段では、「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を励行させる。
- 6) 校舎外では、早足で、集合位置に整列させ、人員点呼を行い点呼する。
- (2) 休憩時間中に校舎内で出火した場合
- 1) 学級担任は、担任する教室に直行し、混乱を防止するとともに出席簿を持ち、定められた避難経路により避難誘導を行う。
 - 2) 学年主任は、生徒が残留する恐れのあるトイレ、体育館を点検する。
 - 3) 校庭での人員点呼等は、(1) に準じて行う。
- (3) 授業中に隣接した建築物より出火した場合
- 1) 教科担任は、緊急放送の指示に従い、生徒を校庭に避難誘導させる。
 - 2) 校庭の第1避難場所で人員点呼を行う。

(防護安全措置)

第25条 防護・安全係は、建物、火気使用設備器具及び高圧ガス等について、次の安全措置を講ずる。

- (1) 避難終了後の防火戸の閉鎖。
- (2) 給食室及び理科室、家庭科調理室等のガス栓の閉鎖及び高圧ガスボンベ、危険物等の安全な場所への移動。
- (3) 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置。
- (4) その他防護安全上必要な措置。

(残留学生の救出活動)

第26条 救助係は、災害の発生と同時に次の活動を行う。

- (1) 生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者がいた場合は、その救助にあたる。

(応急救護活動)

第27条 救護係は、次の活動を行う。

- (1) 自衛消防隊本部に併設して救護所を設定する。負傷者の応急処置を行うとともに学年、氏名、負傷程度等の必要事項を記録し、自衛消防隊本部に報告する。
- (2) 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送する。

(休日、夜間における活動体制)

第28条 休日、夜間における諸活動は、警備会社・SECOM (03-3672-0019) 学校コード039154または江戸川区役所から、連絡を受けた隊長の指示に従う。

第29条 自衛消防隊の装備、並びにその管理と保管場所は以下のとおり。

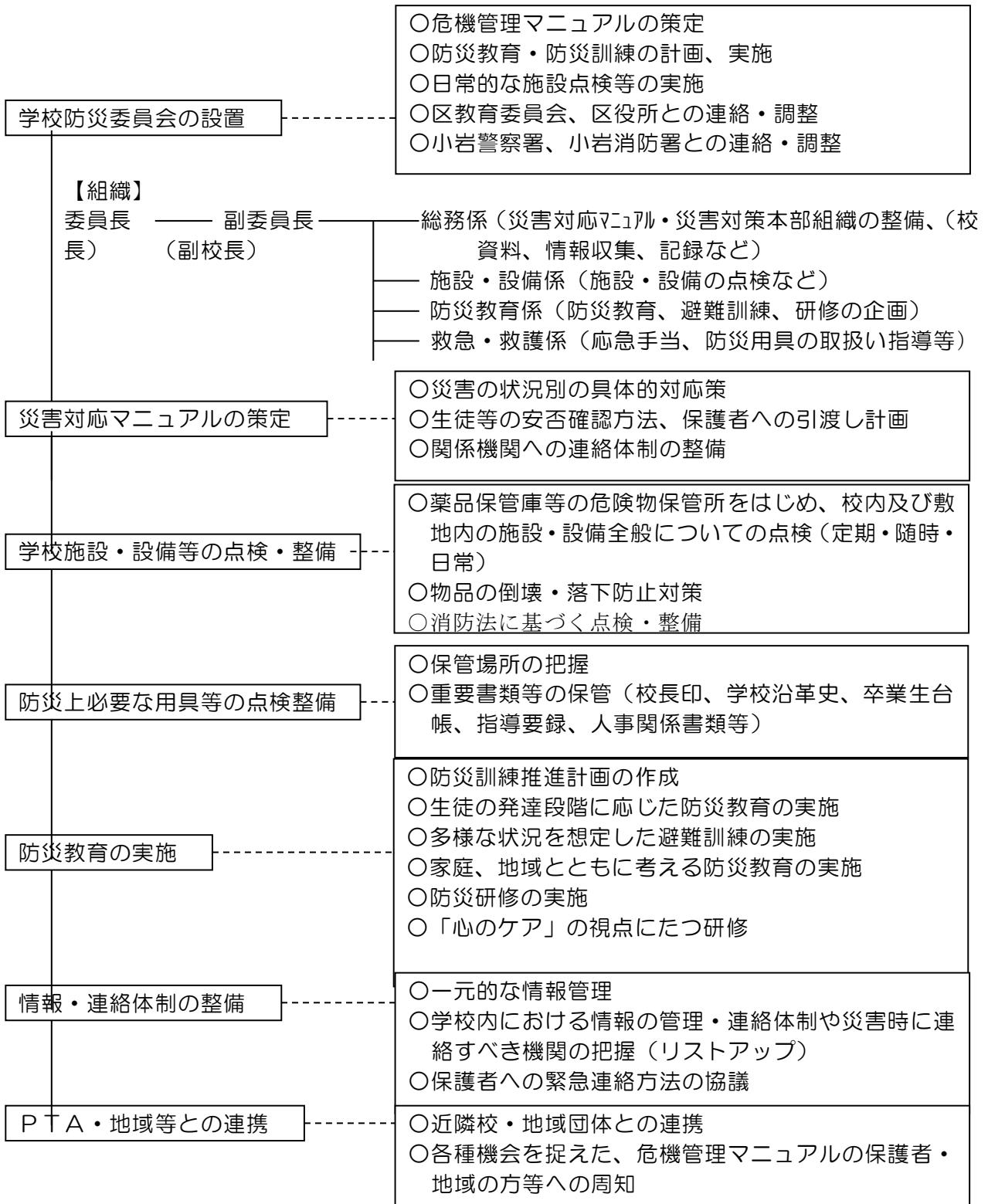
- (1) 装備および保管場所

装備機材	個数	保管場所
消火器	52	校舎内各所
ロープ	2	主事室
担架	1	保健室
携帯用拡声器	2	職員室
携帯用照明器具	5	事務室・主事室

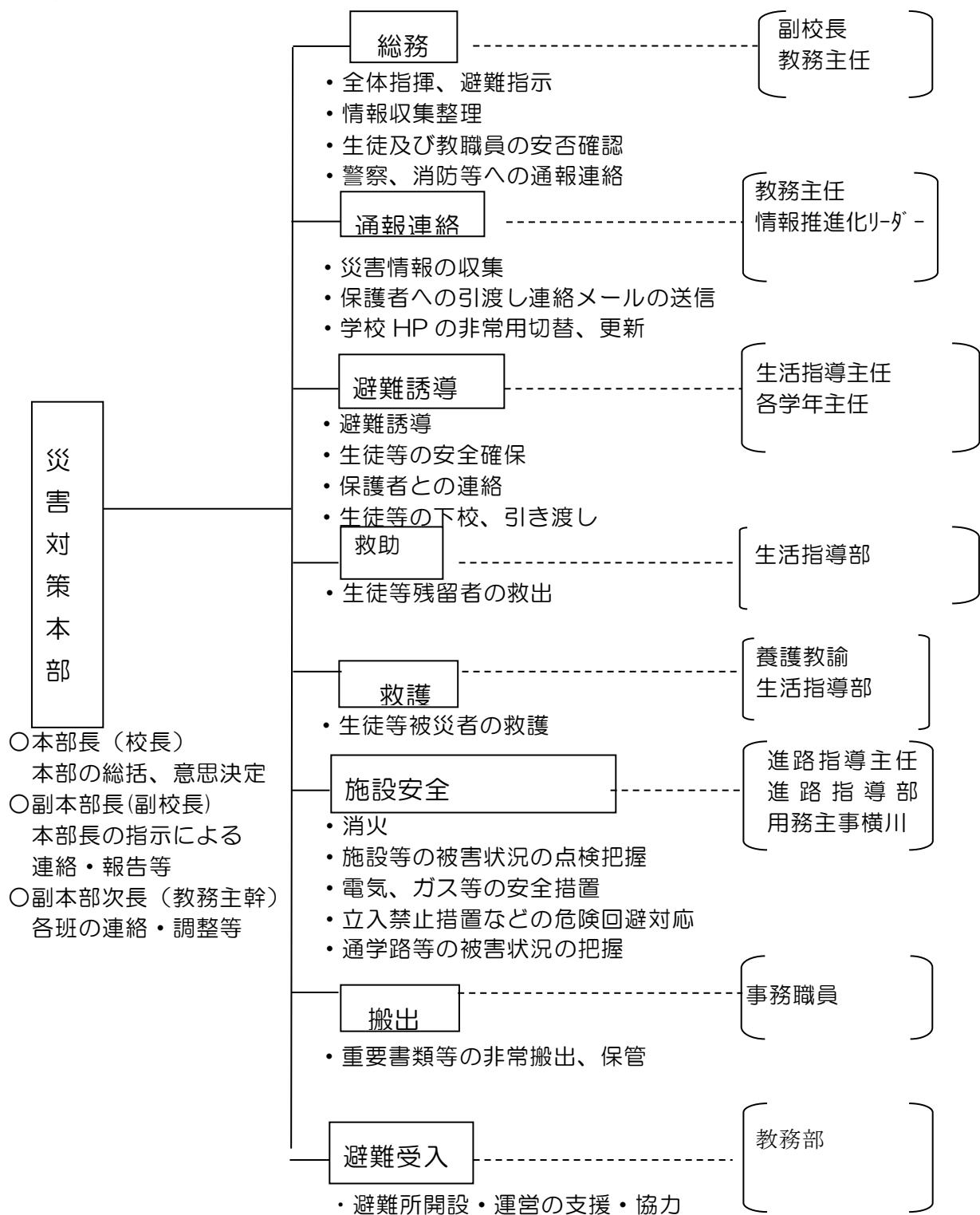
(2) 装備機材の維持管理は、教職員用は各自で、また、その他については事務局で行い、常時使用可能の状態にしておく。

第4章 震災対策

日常的な学校防災活動



学校災害対策本部組織



(震災予防措置)

第 30 条 1 各自主点検検査班及び火元責任者は、地震による災害を予防するために、建物及び諸施設等の点検を定期的に行う。

2 点検検査項目

- (1) 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊、落下危険の有無。
- (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無。
- (3) 高所に不安定な品物を置く場合の落下防止措置の確認。
- (4) 窓ガラスのひび割れ箇所の有無。
- (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否。
- (6) 理科室の化学消化器及び乾燥砂の状況の適否。

(地震後の安全措置)

第 31 条 1 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及びストーブ等の異常の有無を点検する。

2 各点検検査班は、地震発生後、校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具、消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。

3 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認した上で使用供給の開始を指示する。

(地震に備えての準備品)

第 32 条 地震に備え、次の品目を準備しておく。

- ・ 医薬品、担架、毛布（保健室）
- ・ 携帯用ラジオ、トランシーバー（職員室、放送室）
- ・ 携帯用拡声器、ロープ、メガホン、警笛（職員室、事務室）

(生徒名簿の作成、集団下校時の班編成)

第 33 条 防火管理者は、震災時に用いる生徒名簿を作成しておく。また、集団下校時の班編成を行い、下校の際の帰宅経路、班人員帰宅後の連絡報告の方法等について明確にしておく。

(避難場所の指定)

第 34 条 避難場所及び避難経路は、以下のとおりとする。

避 難 場 所	所在及び名称	集 結 場 所
第一次避難場所	上一色中学校校庭	校庭の体育館前にクラスごとに整列する。
第二次避難場所	上一色南小学校校庭	

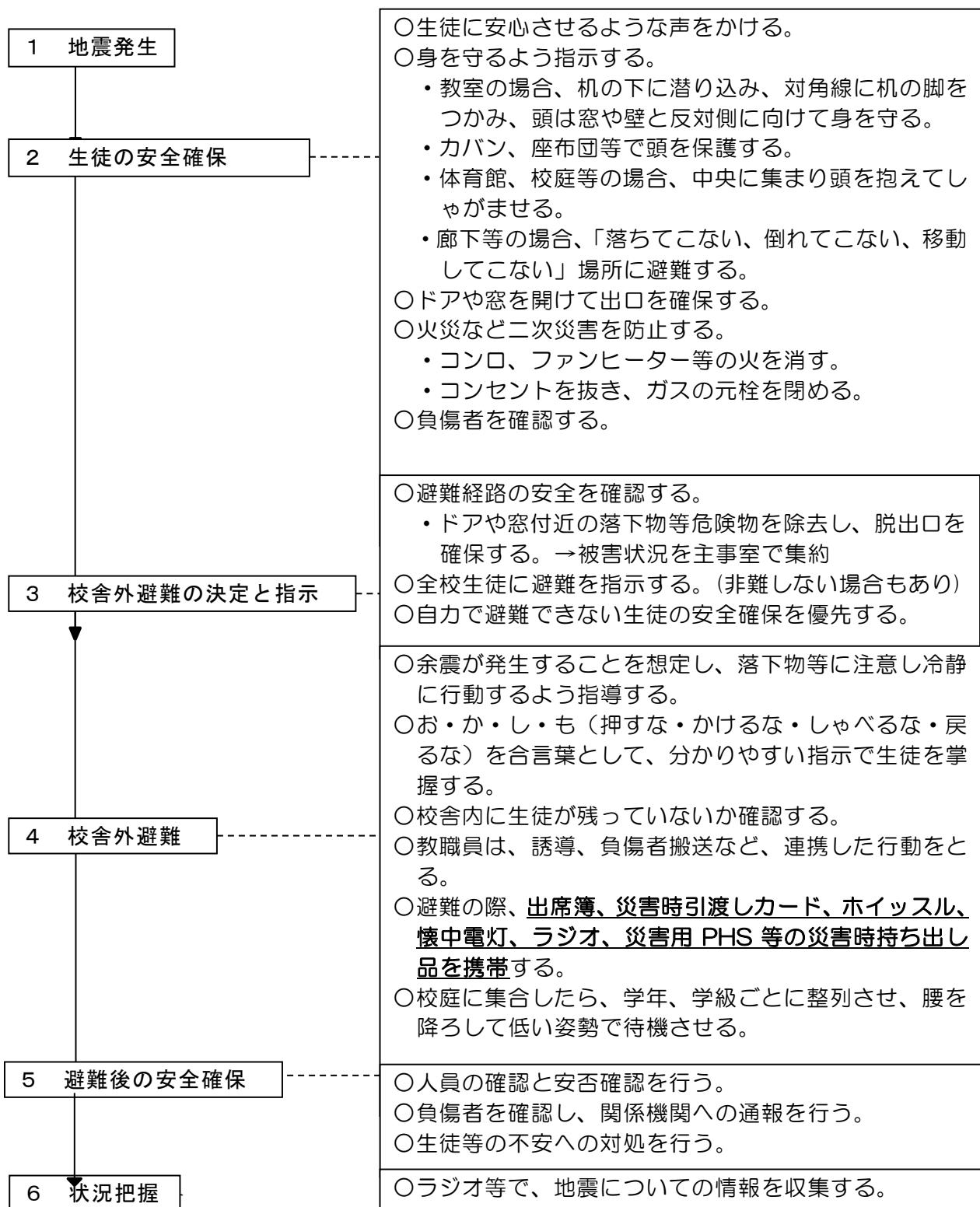
第 2 節 地震時の活動

(地震時の基本行動)

第 35 条 地震時の活動は、第 3 章各節によるほか、次のとおりとする。

- (1) 授業中に地震が発生した場合の基本行動

教職員在校時に発災した場合の対応



措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本行動
第一次措置	火気使用器具の始末をし、自営消防員以外の者は、校庭及び体育館に急行し、生徒の安全措置を講ずる。	地震発生と同時に教室に直行し、机の下に入るよう指示し、避難口を確保する。火気使用器具の始末をする。
第二次措置	本部員は、生徒の安全及び校舎の被害状況を把握し、状況に応じた必要な措置命令を出す。 本部員以外の者は、状況により、生徒に教室に戻るよう指示する。	地震の終息後は、行方不明の生徒がいないか速やかに調査する。 生徒が全員教室に戻ったかどうか、また、負傷者の有無を確認し、適切な措置を行う。 その後の行動については本部からの指示を待つ。
三次措置	(教室待機の場合は)避難終了の確認を行い、第二次避難場所への移動の適否を判断する。	出席簿を携行し、校庭への避難完了後、人員点呼を行い、異常の有無を本部へ報告する。

(避難行動)

第 36 条 震災時の避難行動は、以下による。

- (1) 机の下に身を隠させ、揺れの収まるのを待たせる。防護措置をとらせ、避難行動が円滑に行えるようにする。
- (2) 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令による。
- (3) 校舎外への避難は、校舎の一部倒壊・破損等による出入口の閉鎖及びその他の危険性を考慮し、避難経路を即時に判断して行う。それ以外は、第 24 条に定める経路に従って行う。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により開始する。
- (5) 広域避難所への避難では、隊列を組み、学級担任は学級の先頭に立ち、担任以外は隊列の左右に適宜位置し、事故防止に努める。
- (6) 広域避難所への避難が終了した段階で、教育委員会に連絡する。
- (7) 避難時における装備の携行者は以下のとおりとする。

装 備 名	携 行 者	用 途
担 架	応急救護係	傷病者の搬送
トランシーバー	通報連絡係	避難連絡用
医 薬 品	応急救護隊	応急手当用
メカホン	生徒指導係	避難時の統率用
トランジスタラジオ	通報連絡係	情報収集用
重要書類等	搬出係	非常持ち出し品搬送、管理
毛 布	応急救護係	傷病者の救急用具
携帯用拡声器	本部員、学年主任	避難統率用

(生徒の引き渡し)

第 37 条 広域避難場所において生徒を家族に引き渡す場合、学級担任は名簿による確認のもとに行う。学級担任が不在の場合は、学年主任または学級副担任が代行する。

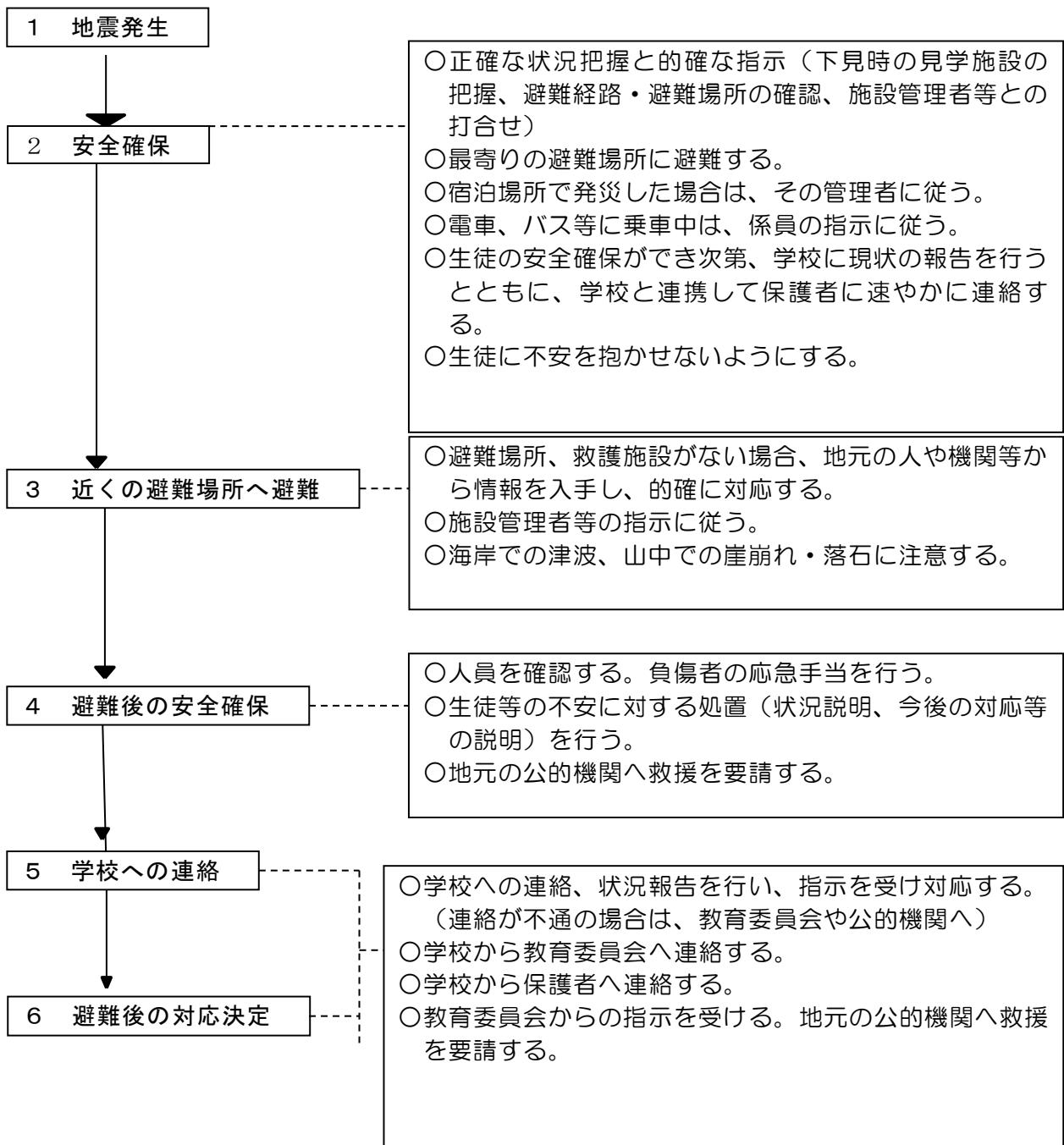
上一色中学校 大規模地震発生時における 生徒引き渡し緊急連絡カード（保護者用・学校用）

生徒名	年　組　番　名前		地区番号
住所			
緊急連絡先	電話番号＊停電する事も予想されます。連絡が取れる番号を複数ご記入下さい。 昼① _____ 夜間① _____ ② _____ ② _____ ③ _____ ③ _____		
本校に在籍 する兄弟姉妹	有 無	年　組　番　名前	
		年　組　番　名前	
緊急時の生徒引き取りについて			
震度5強以上の地震発生の場合、原則として生徒は学校待機とし保護者の方に迎えに来ていただき、生徒引き渡しとなります。その際に下記のいずれになりそうかあらかじめ○を記入し、その他の場合は具体的にお書き下さい。			
① 校へ子どもをすぐに迎えに来られる。 ()			
②仕事の関係等で迎えに行くのに時間がかかる。 ()			
③その他 ()			
引き取り予定者名<本人との関係>			
①	< >	②	< >
③	< >	④	< >
⑤	< >	⑥	< >
引き渡し			引き渡し教職員署名欄
日時	月　　日　　時　　分		
連絡＊避難に際し伝えておきたいことがあれば、教師が記入するに。			

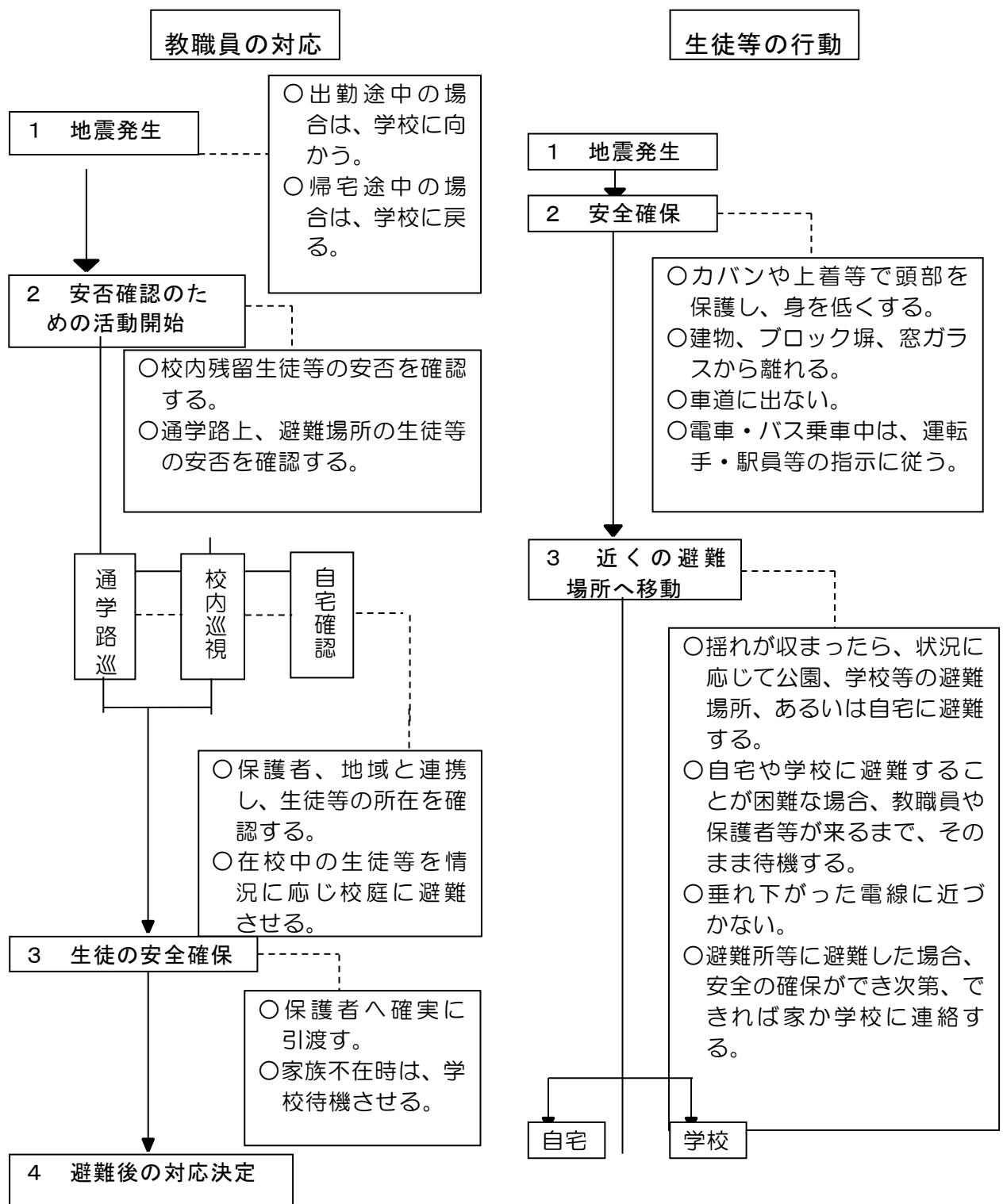
学校からの連絡は、上一色中ホームページで行います。問い合わせのお電話はお控え下さい。

第38条 震災時の避難行動で平常ではない場合、以下による

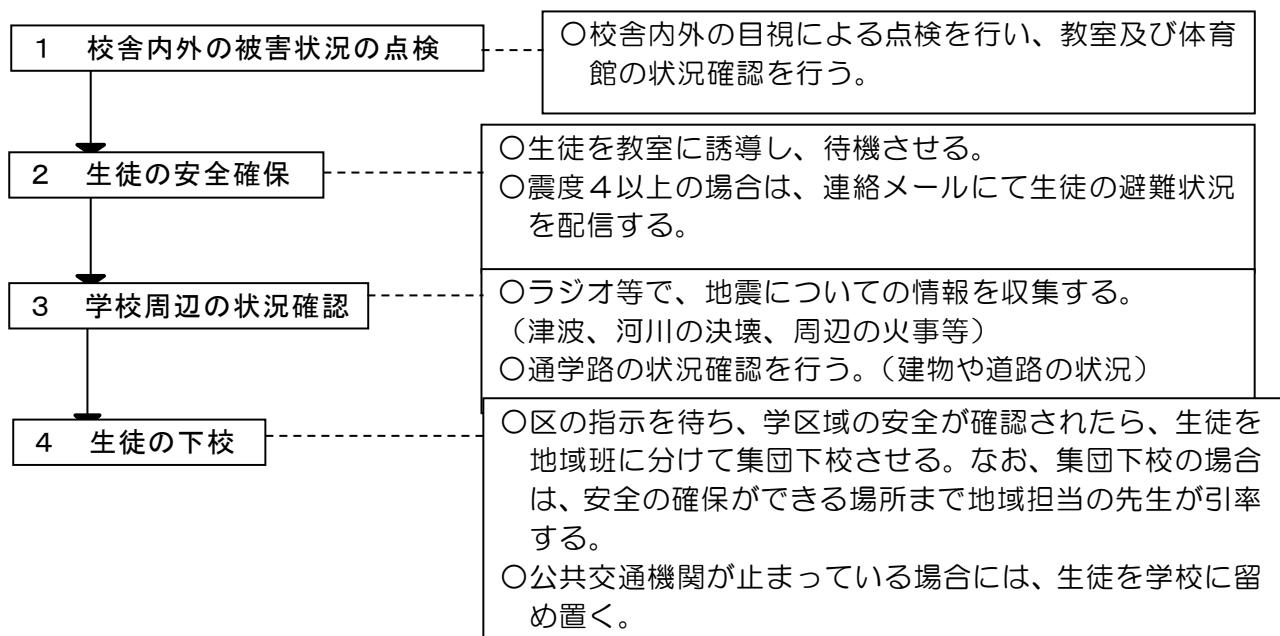
(1) 校外活動中に発災した場合の対応



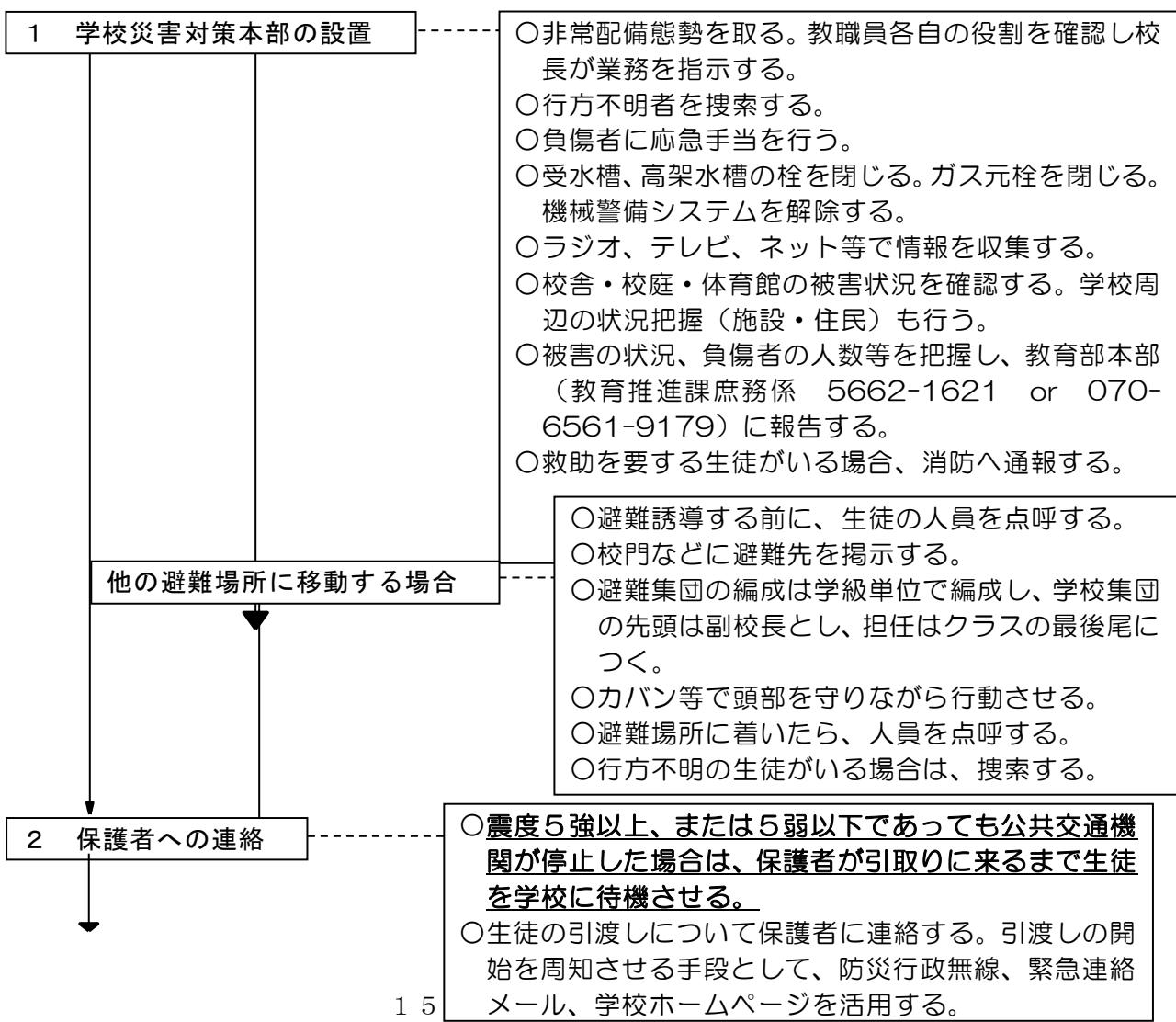
(2) 登下校時に発災した場合の対応

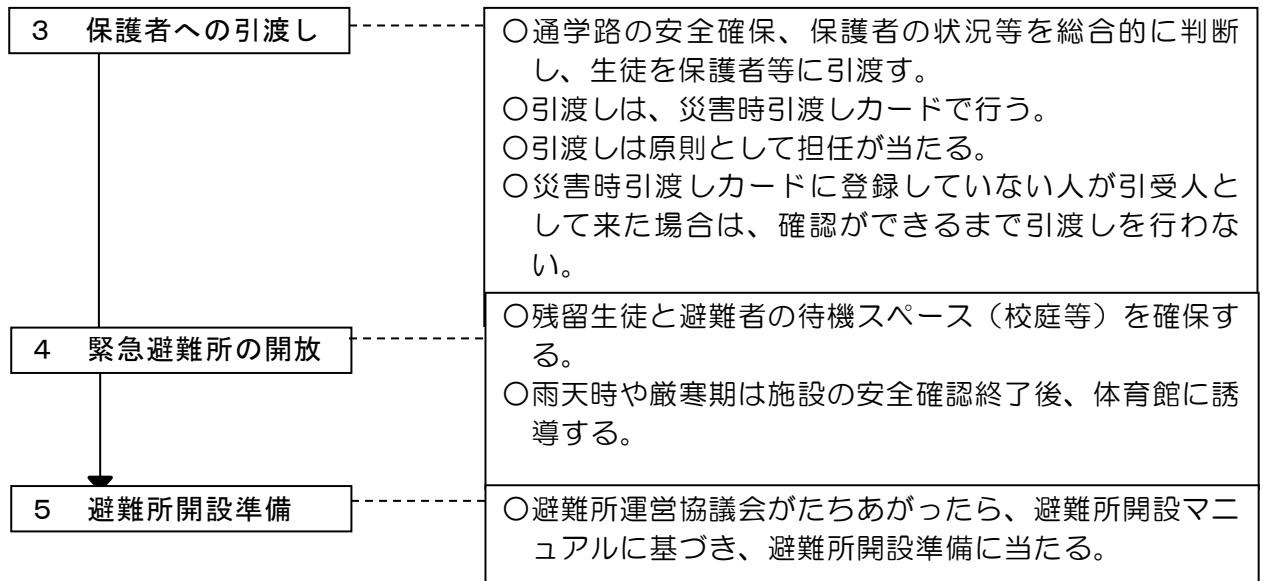


ア：震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

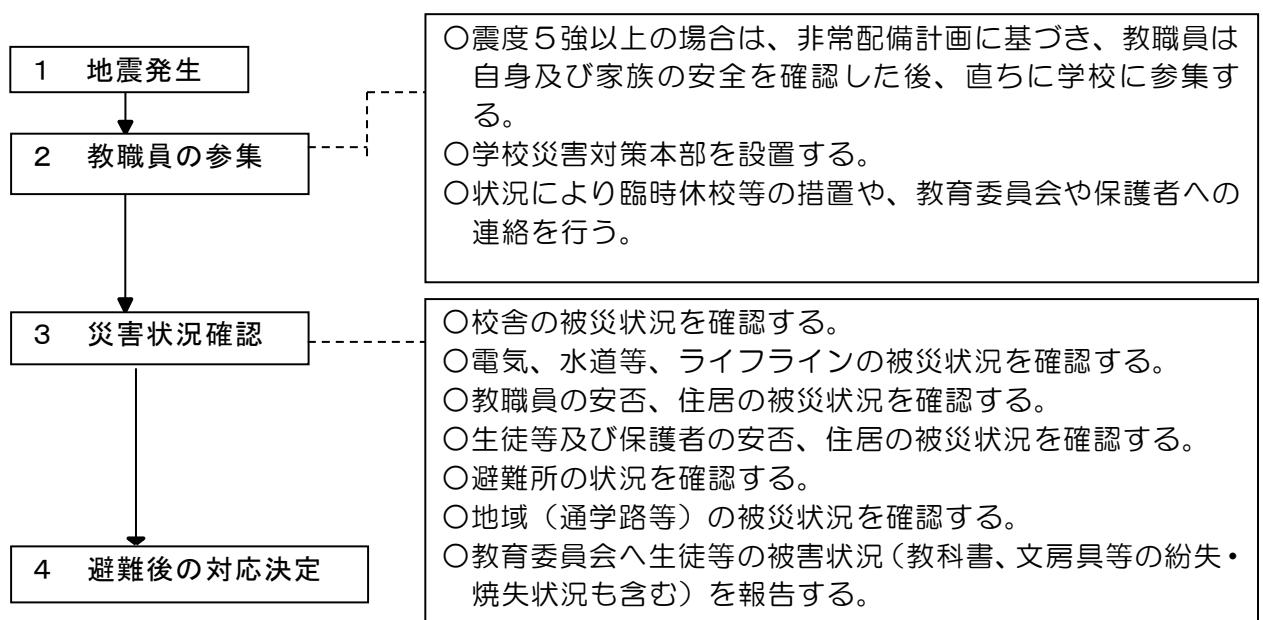


イ：震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合





3) 教職員在外時外の対応



第5章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育等

(防災教育の実施)

第39条1 防災管理者は、教職員に対する防災教育を次の基本的事項に基づき、年度計画を作成する。

- (1) 消防計画に定める遵守事項について
- (2) 生徒に対する防火教育及びその指導方法について
- (3) 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
- (4) その他火災予防上必要な事項について

2 各学級担任は、生徒に対し次の基本的事項について防災教育を実施する。

- (1) 火災及び地震等による災害の基礎知識
- (2) 地震の発生する原因
- (3) 煙及びガス等の危険性
- (4) 油類による火災発生の危険
- (5) 火災を予防するための基礎知識
- (6) 避難方法及び避難訓練の重要性
- (7) 学校周辺の地理的現況
- (8) その他火災予防上必要な事項

(防災意識の啓発)

第40条 防火管理者は、教職員及び生徒の防災意識を高めるため次の事項を行う。

- (1) 防災に関するポスター、パンフレット等の作成
- (2) 学校だより、家庭通信による啓発
- (3) 朝礼を利用しての防災意識の高揚
- (4) 消防署と密接な連絡を図り、火災予防等に対する円滑な推進

第2節 防火訓練

(防火訓練の実施)

第41条 防火管理者は、教職員に対する各種訓練計画及び生徒の避難訓練等の実施時期、方法について具体的に作成する。

(避難訓練時の基本行動)

第42条 訓練時に生徒がとる基本行動は以下のとおりとし、災害時には自然にその行動がとれるよう、訓練及び日常のカリキュラムを通し習熟を図る。

災害種別等	生徒の基本行動
授業中に校内で出火した場合	<ol style="list-style-type: none">1 すべての行動を止め、静かに放送を聞く。2 指示があるまで身勝手な行動をしない。 上履きをきちんと履く。3 ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。 学用品は持たない。4 煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口に当て、煙を吸わないようにする。5 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」で行動し、特に階段では前の生徒を押したりしない。6 校庭では、教師を先頭に早足で行動し、集合場所では整列し、腰を下ろし、指示があるまで待つ。

休憩時間次期案中に校内で出火した場合	1 教室、廊下、体育館等にいる場合 ア 指示をよく聞き、指示どおりに静かに行動する。 イ 廊下、トイレ等にいた生徒は、その場で教師の指示を待つ。 ウ 避難の途中で教室等には引き返さない。 2 校庭にいる場合 指示に従い、決められた集合位置に整列し、腰をおろし、次の指示があるまで待つ。
--------------------	---

(消防機関への指導要請及び報告)

第 43 条 防火管理者は、避難訓練、自衛消防訓練を実施する場合、事前に「自衛消防訓練通知書」により小岩消防署に通知するとともに、必要と認める場合は、指導の要請を行う。

(訓練結果の検討)

第 44 条 防火管理者は、避難訓練結果をまとめ、防火管理委員会で検討を行い、その後の訓練に反映させる。

第 6 章 その他の災害活動対策

第 1 節 水災害時の活動

(水災害時の措置)

第 45 条 台風、集中豪雨等で被害が予想される場合、防火管理者は以下の措置を行わせる。

- (1) 自主点検検査班に、校内の異常の有無を点検させ、補強等の安全措置を行う。
- (2) 通報連絡係員に、区役所及び防災機関等から必要な情報を収集させ、周辺の被害状況を確認する。

(警戒宣言発令に伴う対応措置)

第 46 条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、東京都防災会議の定める内容で対処する。

第 47 条 本校が地域住人の避難場所となつた場合は、表に従い避難誘導の順番をさだめ、管理室等の使用を禁ずる。なぜならば、授業開始時の円滑な対応を図ることを考慮するために実行する。

警戒宣言発令時の対応

1 注意情報発令時の対応

- (1) 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- (2) 学校は、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発令された旨を伝える。
- (3) 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

2 警戒宣言が発せられた場合の措置

(1) 在校時

ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。

イ 児童・生徒は校内で保護する。

(2) 校外活動時

ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。

イ 校長は、情報を保護者に連絡する。

ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。

エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。

オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。

カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

(3) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、生徒は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。

※ 特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童・生徒一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

(4) その他の対策

ア 飲料水、食糧、毛布等を生徒のために準備する。

イ 生徒に対して、今後の対応を指示、説明する。

ウ 保護した生徒の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

(5) 警戒解除宣言の情報収集

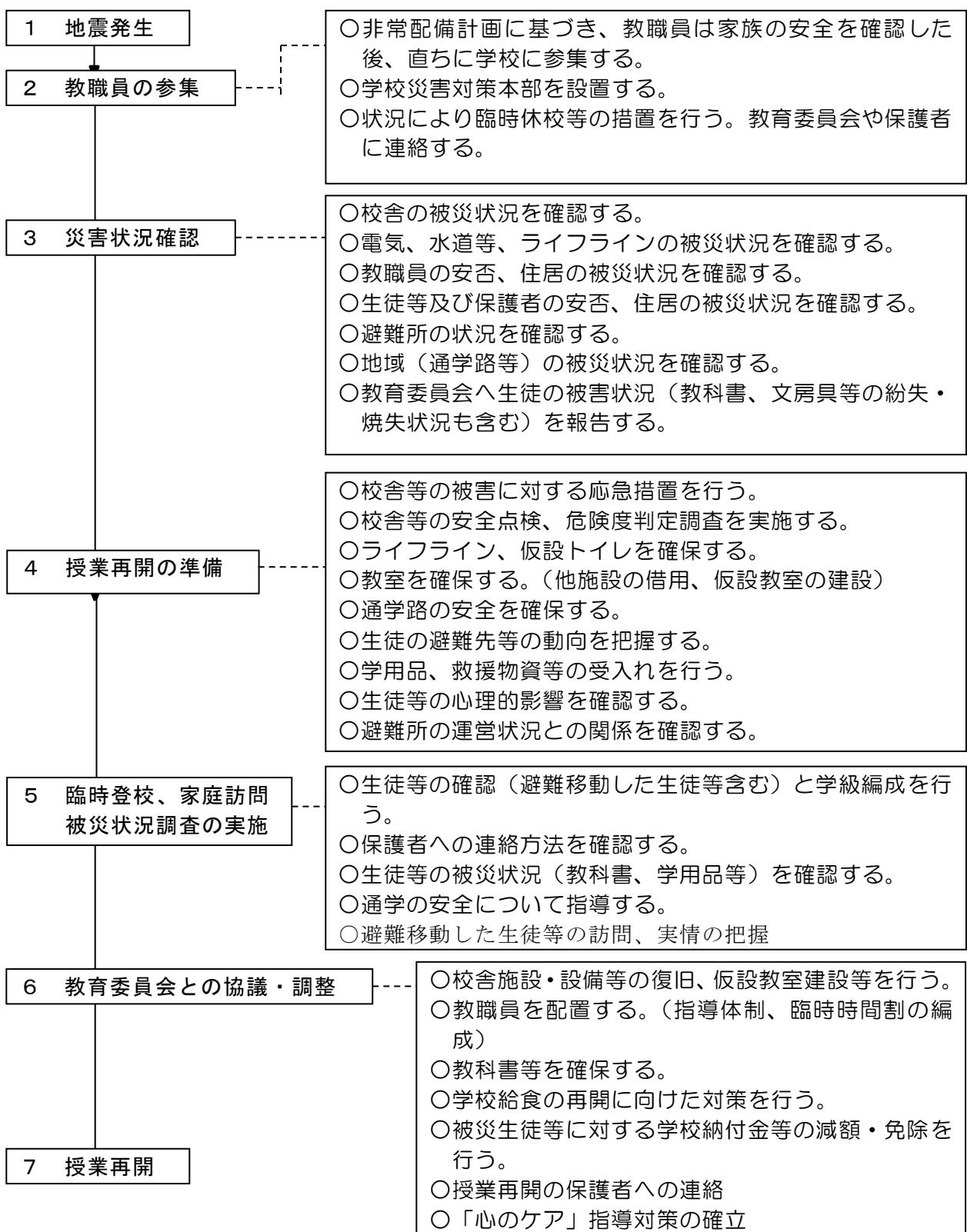
学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

(緊急下校)

第 48 条 緊急下校は、別に定めるところにより行う。

授業再開に向けた対応マニュアル)

第49条 授業の再開に向けた対応について、別に定めるところにより行う。



付則 この計画は、令和3年 5月 1日から実施する。